

## 八王子駅南口集いの拠点整備・運営事業評価会議開催要綱

### (目的)

第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、八王子駅南口集いの拠点整備・運営事業（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、PFI事業者の選定等に関し必要な事項について意見聴取するため、八王子駅南口集いの拠点整備・運営事業評価会議（以下「評価会議」という。）を開催する。

### (所掌事務)

第2条 評価会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施方針の策定及び要求水準書に関すること。
- (2) 特定事業の選定に関すること。
- (3) PFI事業者の募集、評価及び選定に関すること。
- (4) その他事業の推進に関し必要なこと。

### (参加者)

第3条 評価会議の参加者は、次のとおりとする。

- (1) 図書館、博物館、公園、まちづくり及びPFI事業についての学識経験者 7名以内
- (2) 都市戦略部長、総合経営部長、契約資産部長、拠点整備部事業推進担当部長、まちなみ整備部長、生涯学習スポーツ部長

### (座長)

第4条 評価会議に座長を1名置く。

2 座長は、学識経験者の中から定める。

### (開催期間)

第5条 評価会議の開催期間は、PFI事業者の選定が終わる日までとする。

### (会議)

第6条 評価会議は、座長が進行する。

2 評価会議は、参加者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 「八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針」第12の規定により、評価会議は非公開とする。ただし、選定過程の透明性を確保するため、評価会議後、議事要旨を公開する。

### (意見等の聴取)

第7条 評価会議において必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (参加者の責務)

第8条 参加者は、本事業に関する入札及び提案については、参加することはできない。

2 参加者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、市又は評価会議が公表した情報については、この限りではない。

### (事務局)

第8条 評価会議の事務局は、拠点整備部集いの拠点整備課に置く。

2 市が委託したアドバイザー等は、評価会議の事務局に参加させることができる。

3 アドバイザーその他評価会議に出席した者は、評価会議を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。ただし、市又は評価会議が公表した情報については、この限りではない。

### (補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営に必要な事項は、拠点整備部事業推進担当部長が別に定める。